

報告第2号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月24日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するものです。

損害賠償の額の決定について

番号	賠償金額	賠償の理由	専決処分日
			過失割合
1	68,186 円	令和3年9月29日午後6時30分頃、賠償相手方が自転車で我孫子市古戸723番地先市道00-129号線を走行中、横断側溝部のグレーチングがずれ、隙間が生じていたことから、当該自転車の前輪及び後輪が当該側溝内に落下し、当該後輪のホイール、タイヤ等を損傷させた。	令和3年12月27日
			市 80% 相手方 20%
2	416,482 円	令和3年11月4日午前7時頃、賠償相手方が乗用車で我孫子市つくし野140番1地先市道05-006号線を走行中、歩行者を避けるため道路側溝の上を通過したところ、側溝が破損していたことからグレーチングが跳ね上がり、当該乗用車の右側前部のドア、フェンダー等を破損させた。	令和3年12月27日
			市 100% 相手方 0%
3	130,747 円	令和3年10月18日午前6時20分頃、賠償相手方が乗用車で我孫子市北新田10番1地先の市が管理する河川区域内の道路を走行中、当該道路の陥没箇所に当該乗用車の右側前後輪が落下し、当該右側前後輪のタイヤ及びホイールを損傷させた。	令和4年1月21日
			市 50% 相手方 50%